

西宮市における産業振興功労者に対する感謝状授与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市の産業界の振興・発展に功績のあった者に感謝状を贈呈することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 感謝状の贈呈対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこととする。

- (1) 西宮商工会議所の役員に通算で3期（9年）以上在任し、本市産業界の振興・発展に寄与した者。ただし、会頭並びに副会頭の在任期間についてはこの限りでない。
- (2) 西宮市商店市場連盟の役員に通算で5期（10年）以上在任し、本市産業界の振興・発展に寄与した者。ただし、会長の在任期間についてはこの限りでない。
- (3) その他、市内産業団体に所属するもの等で、本市産業界の振興・発展に顕著な功績があり、市長が適当と認めた者。

(贈呈の時期)

第3条 感謝状の贈呈は、市長が必要であると認めたときは、随時行うことができる。

(贈呈の方法)

第4条 贈呈は、市長が感謝状を授与することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は平成23年3月1日から実施する。

付 則

- 2 この要綱は平成25年7月1日から実施する。